

# 防府市収納代理金融機関事務取扱要綱

平成10年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、防府市収納代理金融機関の公金収納事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(収納する公金)

第2条 収納することができる公金は、次のとおりとする。

- (1) 市税（市民税とともに納付される県民税を含む。）
  - (2) 国民健康保険料
  - (3) 市営住宅使用料
  - (4) 市営住宅駐車場使用料
  - (5) 市有住宅使用料
  - (6) 市有住宅駐車場使用料
  - (7) 住宅資金貸付金償還金
  - (8) 介護保険料
  - (9) 後期高齢者医療保険料
  - (10) その他防府市が発行する納入通知書又は納付書に記載された納付金
- (公金収納事務)

第3条 公金収納事務は、次のとおりとする。

- (1) 納入に関する書類（納税通知書、納入通知書等）の各々の金額及び記載事項が一致しているかを確認し、領収書及び領収済通知書の領収日付印欄に領収印を押印し、領収書を納付者に交付する。
- (2) 市税等において、納期限経過後、納付の申出があったときは、延滞金等を算定記入し、収納する。
- (3) 収納金は、収納した日（以下「収納日」という。）に防府市名義の預金口座に受け入れ、収納日の翌々営業日までに、領収済通知書・収納金払込報告書とともに、指定金融機関へ払い込む。

(証券による収納)

第4条 収納することができる証券は、次に掲げる証券で納付金額を超えないものとする。

- (1) 小切手（振出人と納付者が異なる場合は、小切手の裏面に納付者の住所氏名が記載して、押印してあるもの）
- (2) 振替払出証書又は普通為替証書
- (3) 無記名式の国債若しくは地方債又は無記名式の国債若しくは地方債の利札で、支払期日の到来したもの

第5条 証券により収納するときは、領収書及び領収済通知書に「証券納付」と朱書する。ただし、納付金額が納付金の一部であるときは、「証券納付」の下に当該納付金額を朱書する。

第6条 収納した証券の取扱は、次のとおりとする。

- (1) 収納した証券は、収納日又はその翌日に交換に付する。
- (2) 収納した証券が不渡りとなったときは、はじめから納付のなかったものとして次により処理する。

ア 収納の際、不渡りであることが判明した場合 その旨を納付者に知らせ収納を取り消し、再納付を依頼する。

イ 収納後に不渡りであることが判明した場合 支払拒絶通知書に領収済通知書及び不渡り証券を添えて指定金融機関に送付する。

(領収印の新調等の届出)

第7条 収納代理金融機関は、領収印を新調、改刻又は廃止したときは、直ちに、領収印新調等届出書を防府市会計管理者に提出するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 防府市収納代理金融機関事務取扱要綱（昭和39年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 改正前の防府市収納代理金融機関事務取扱要綱第2条第3号に規定する国

民年金保険料のうち平成13年4月分から平成14年3月分までのものについては、平成14年4月30日までの間に限り、収納できるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。